

■平成25年度第6回（第222回）都市経営戦略会議結果概要

【日 時】 平成25年9月25日（水） 午前10時～午前10時40分

【場 所】 政策会議室

【出席者】 市長、小林副市長、木下副市長、教育長、審議監、技監、政策局長、
総務局長、財政局長、行財政改革推進本部長、理事（秘書・総合調整担当）、
総合政策監、子ども未来局長

【議 題】（1）待機児童解消加速化プランを含む「子ども・子育て支援新制度」に向けた取組みについて

< 提 案 説 明 >

「子ども・子育て支援新制度」に向けた取組みについて、目標数値等の具体的な取組内容を報告するため、子ども未来局から次のような説明があった。

- ・ 「しあわせ倍増プラン2013」の「新待機児童ゼロプロジェクト」に基づいて、平成25年4月1日時点で117人となっている待機児童数を、平成29年4月1日時点で解消することを目指すものである。
- ・ これまでの認可保育所等の整備による待機児童数の減少については、年度によって差があるが、平成22年度から平成25年度までの4年間を平均すると待機児童数を1人減らすために、66人分の定員増が必要という状況である。
- ・ 今後の保育需要の見込みについては、平成26年度以降の未就学児童数を国立社会保障・人口問題研究所において推計した本市の将来推計人口に基づき算出し、認可保育所の入所者数と待機児童数を合計した保育需要人数の増加の傾向が今後も継続すると想定すると、平成25年4月1日と比較して平成29年4月1日時点では、新たに4,224人の保育需要が生じることが見込まれる。
- ・ 保育需要に対して、今後の保育所等整備の見込みについては、「しあわせ倍増プラン2013」に基づく認可保育所の整備人数3,600人とナーサリールーム、家庭保育室の整備、幼稚園の預かり保育の充実などの取組による人数685人を合わせて、4,285人分の整備を計画している。
- ・ これら認可保育所やナーサリールーム、家庭保育室の整備などの取組と保育サービスの利用相談等を行う保育コンシェルジュの配置や認可外保育施設の認可への移行などの取組を総合的に実施することにより待機児童を解消する予定である。
- ・ 具体的な取組内容としては以下のとおりである。
- ・ 認可保育所のさらなる増設として、前述のとおり「しあわせ倍増プラン2013」に基づき、平成25年度から平成28年度までに賃貸物件や国有地などを活用した整

備により3,600人の定員増を実現するものである。

- ・ 次に、既存の認可保育所の有効活用として、平成25年5月から認可保育所の定員の弾力化を実施しているところである。面積や職員配置基準等の国の最低基準の範囲内で上限を撤廃し、入所児童数を247人増やすことが可能となったものである。
- ・ 次に、既存のナーサリールーム・家庭保育室の活用として、ナーサリールームの年齢別の定員に対する時限的な緩和や認可への移行に伴う整備費の補助を実施するものである。
- ・ 次に、入所相談窓口の強化として、保育コンシェルジュの全区配置や平成25年8月から市のホームページにおいて、ナーサリールーム・家庭保育室の空き情報の提供を始めたところである
- ・ 次に、保育士確保の施策として、保育士の処遇改善や認可外保育施設に勤める保育士資格を有しない従事者が保育士資格を取得することに対する支援を実施するものである。
- ・ 最後に、小規模保育事業などの子ども・子育て支援新制度の先取りとして、私立幼稚園における預かり保育の充実や幼稚園と既存の保育施設との連携、家庭的保育事業（保育ママ）の平成27年度からの事業開始などに取り組むものである。
- ・ 子ども・子育て支援新制度が平成27年4月から施行予定となっており、この新制度の施行に伴い、待機児童数の考え方や、平成25年度に実施する保育のニーズ調査により、計画を見直すことも想定されることから、あくまで現行制度に基づく待機児童の解消計画である。

< 意見等 >

- ・ 待機児童数を1人減らすために必要な定員増を年度ごとに算出した理由は何か。
- 待機児童を1人減らすために必要な整備人数は年度ごとのブレが大きく、その時々状況により大きく異なることを示すため算出している。
- ・ 認可保育所等の整備費に係る平成26年度予算の所要額21億円の内、市の負担額はどのくらいか。
- 整備費の約3分の1が市の負担額である。
- ・ 認可保育所の定員を1,000人増やすことにより運営費としての市の負担額はどのくらい増えるのか。
- 1,000人分の運営費としては約5億円である。
- ・ 認可保育所の定数の弾力化により、入所者数を大幅に増やせないのか。
- 定員割れしている新規認可保育所の4、5歳児室を活用した取組を考えているが、施設側の都合もあり大幅に増やすまでには至らない。
- ・ 駅前型指定地域の拡大について、駅の改札から半径300メートル以内という指定範囲を、例えば1キロメートルなどに基準緩和できないのか。
- 駅周辺の状況を考慮しながら、基準緩和できるところはしていきたい。
- ・ 今後も保育に対するニーズが増えていく中で、認可保育所、ナーサリールーム、家庭保育室、幼稚園といった既存の施設を活用しながら、待機児童対策に取り組む必要があるのではないか。現実的に、ナーサリールームの定員に余裕があるので、保育コ

ンシェルジュにより利用者の理解を得ることで、定員をフルに活用していこうということではないか。

- ナーサリールーム、家庭保育室の空き情報を公表したことにより、約70人が入所に結びついたところである。今後、さらに保育コンシェルジュを配置して窓口の強化に努めたい。
- ・ 今回の4年間の取組だけでなく、長期的な人口減少といった、先のトレンドを見据えた取組も検討する必要があるのではないか。
- 長期的な人口動向を踏まえ、認可保育所を大量に整備すればいいということではなくて、いかに効率的に整備するか、また既存の施設をいかに有効活用するのか、ということを検討しなければならないと考えている。

< 結果 >

- ・ 子ども未来局発議の「子ども・子育て支援新制度」に向けた取組みについては、了承とする。

< 会議資料 >

(資料1) 待機児童解消加速化プランを含む「子ども・子育て支援新制度」に向けた取組みについて